

公認セッター規程

(趣旨)

第1条 本連盟は、アルペン競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的として、その権威を保つため公認セッター制度を設ける。

(任務)

第2条 公認セッターの資格はA級、B級に分ける。その任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 任命を受けたセッターは、S A J 公認競技大会のポールセットを行うことが出来る。
A級セッターは国内で開催されるすべての公認大会でセットすることができる。B級セッターは、B級公認大会でセットをすることができる。
- (2) 安全対策に留意したうえで、ルールを遵守しコースセッティングを行う。
- (3) 地形、雪面などコースの状況を把握するために、事前にコースインスペクションを行うことが出来る。

(受検資格)

第3条 公認セッター検定会を受検する者は、本連盟の登録会員であり、当該年度のセッター研修会を受講していること。

- 2 公認セッター検定会を受検する者は、加盟団体を通じて申込を行うこと。
- 3 本連盟が開催する公認セッター検定会を受検する者は、本連盟が開催するセッター研修会を受講すること。

(検定会)

第4条 公認セッター検定会に関しては公認セッター規程細則に定めるところによる。

- 2 A級セッターの受検者は、本連盟主催の検定会を受検するものとする。
- 3 B級セッター検定会は、各ブロックにおいて開催することができるものとする。
- 4 検定料は各種公認・登録等料金一覧表に定めるところによる。
- 5 合格者は各種公認・登録等料金一覧表に定める公認料・年次登録料を納入する。

(研修会)

第5条 公認セッターは、新しい知識を修得し、技術向上と研鑽のため、資格取得後も2年に1回、公認セッター研修会に参加しなければならない。

- 2 公認セッター研修会に関しては公認セッター規程細則に定めるところによる。
- 3 公認セッター研修会は、各ブロック及び各加盟団体においても開催することができるものとし、A級セッター資格保持者も受講出来ることとする。
- 4 研修会参加料は各種公認・登録等料金一覧表に定めるところによる。

(資格の停止)

第6条 公認セッター研修会を2年続けて参加しなかった場合はセッター資格を停止する。資格停止中の者は、第2条の各号に掲げる事項を行うことがで

きない。

(資格停止の解除)

第7条 セッター資格停止の解除は、公認セッター研修会修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第8条 公認セッターで、次に掲げる各号の一つに該当する者は、セッター資格を喪失する。

- (1)本連盟会員登録規程第4条により、会員の資格を喪失したとき。
- (2)本連盟の規約に違反し、セッターとしての対面を汚すような行為があったとき。
- (3)資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(規則の改廃)

第9条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正
令和6年7月25日 改正
令和7年3月17日 改正